

## 法人税の達人(平成21年度版 以降)

### fromTACTiCS財務17(減価償却) 運用ガイド

この度は、「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」は、全国税理士データ通信協同組合連合会の「TACTiCS財務」の会計データを「法人税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



## 目次

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 1.対応製品                                      | 3  |
| 2.動作環境                                      | 4  |
| 3.インストール方法                                  | 5  |
| パターン①「達人Cube」からアップデートする場合                   | 5  |
| パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合             | 9  |
| 4.運用方法                                      | 11 |
| パターン①                                       |    |
| 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合 | 11 |
| パターン②                                       |    |
| 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合 | 12 |
| 5.操作方法                                      | 13 |
| パターン①                                       |    |
| 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合 | 13 |
| パターン②                                       |    |
| 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合 | 18 |
| 6.連動対象項目                                    | 26 |
| 「TACTiCS財務」から連動するデータ（連動元）                   | 26 |
| 「法人税の達人」に連動するデータ（連動先）                       | 27 |
| 別表十六（一）                                     | 28 |
| 別表十六（二）                                     | 29 |
| 別表十六（四）                                     | 30 |
| 別表十六（六）                                     | 31 |
| 別表十六（七）                                     | 32 |
| 別表十六（八）                                     | 33 |
| 7.アンインストール方法                                | 34 |
| 8.著作権・免責等に関する注意事項                           | 35 |

## 1.対応製品

「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」に対応するNTTデータの対応製品及び全国税理士データ通信協同組合連合会の対応製品は以下のとおりです。

| 対応製品                      | 対応アプリケーション                           |
|---------------------------|--------------------------------------|
| NTTデータ対応製品                | 法人税の達人（平成28年度版） Professional Edition |
|                           | 法人税の達人（平成28年度版） Standard Edition     |
| 全国税理士データ通信協同組合<br>連合会対応製品 | TACTiCS財務17                          |

## 2.動作環境

「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」に必要な動作環境は「1. 対応製品」（P.3）に記載の「全国税理士データ通信協同組合連合会対応製品」と同様です。



### 注意

- ・ 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」（P.3）に記載の「全国税理士データ通信協同組合連合会対応製品」がインストールされている必要があります。
- ・ 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」の起動中に、「TACTiCS財務」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

### 3.インストール方法

「法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



#### 注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

#### パターン①

#### 「達人Cube」からアップデートする場合

### 1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



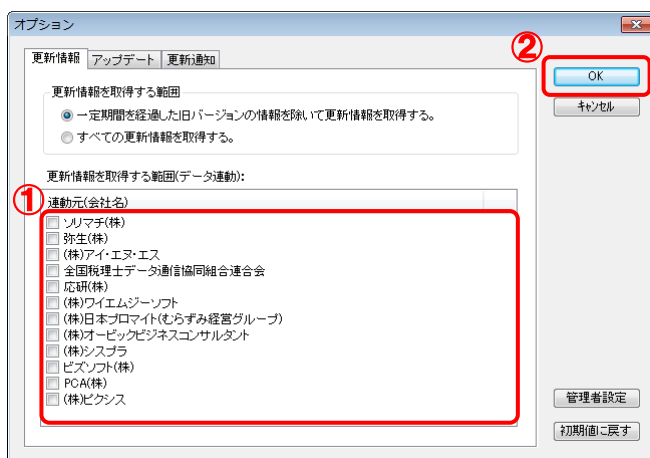
[アップデート] 画面が表示されます。

## 2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

## 3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



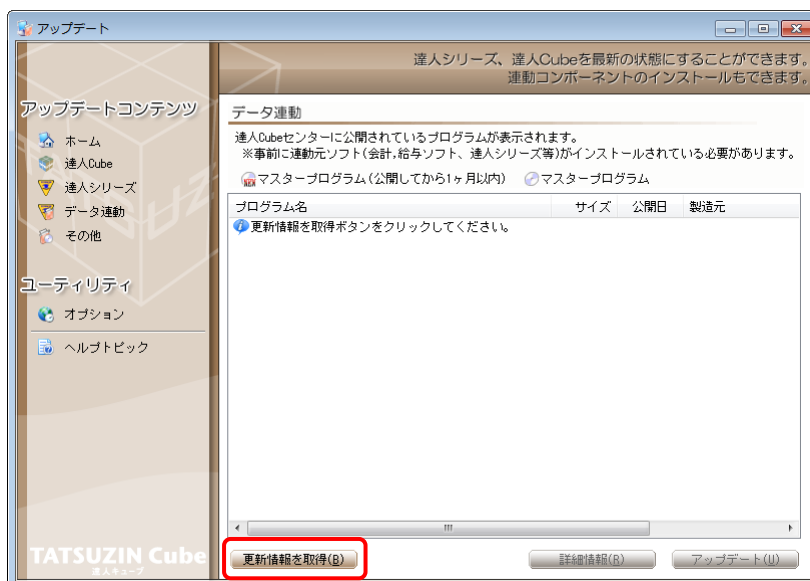
[アップデート] 画面に戻ります。

## 4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



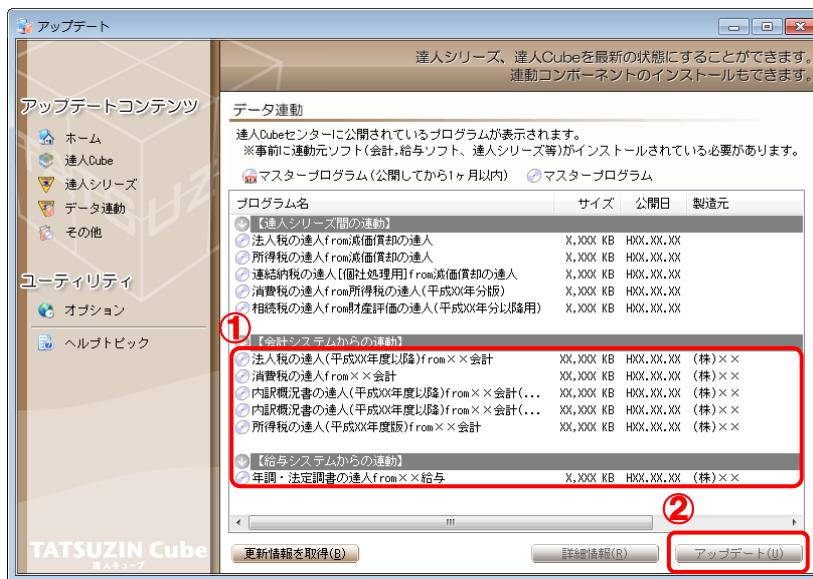
[データ連動] 画面が表示されます。

## 5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

## 6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[セットアップウィザード] 画面が表示されます。

## 7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の指定] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は[参照] ボタンをクリックします。

## 8. インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール準備完了] 画面が表示されます。

## 9. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

## 10. [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)」のインストールは完了です。

## パターン②

### 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトのページ  
(<http://www.tatsuzin.info/rendousoft/>)を開きます。



2. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

3. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の一番下に通知バーが表示されます。

4. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。

[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

5. 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。

保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。

- 6.** 手順5でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。  
[セットアップウィザード] 画面が表示されます。
- 7.** [次へ]ボタンをクリックします。  
[インストール先の指定] 画面が表示されます。  
※ インストール先を変更する場合は[参照] ボタンをクリックします。
- 8.** インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。  
[インストール準備完了] 画面が表示されます。
- 9.** [インストール]ボタンをクリックします。  
インストールが開始されます。
- 10.** [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」のインストールは完了です。

## 4.運用方法

「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」は、「TACTiCS財務」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

### パターン①

#### 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

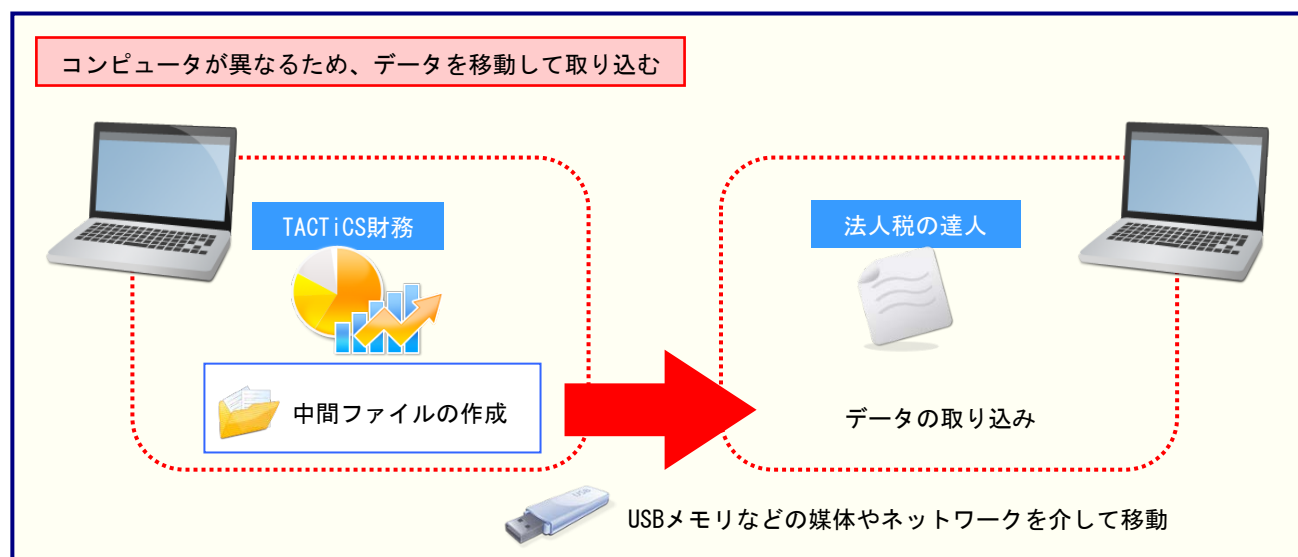
「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」で作成された中間ファイルを直接「法人税の達人」に取り込みます。



## パターン②

### 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「TACTiCS財務」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「法人税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



## 5.操作方法

「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」を使って、以下の手順で連動します。

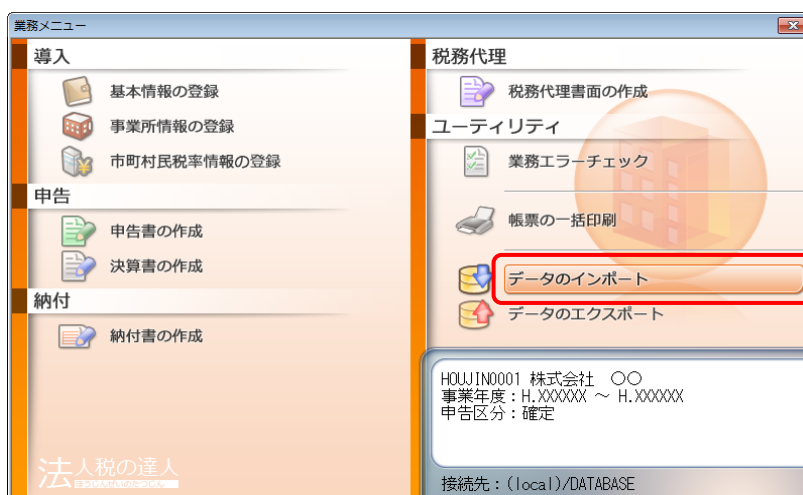
事前に「6.連動対象項目」(P.26)を必ずお読みください。

操作手順は、「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

### パターン①

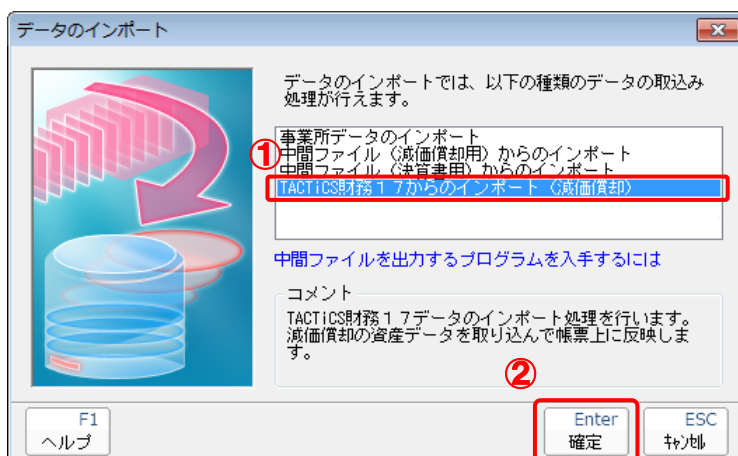
#### 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「法人税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



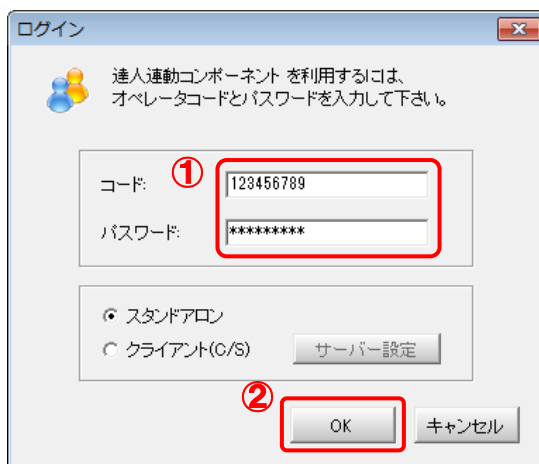
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [TACTiCS財務17からのインポート(減価償却)]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



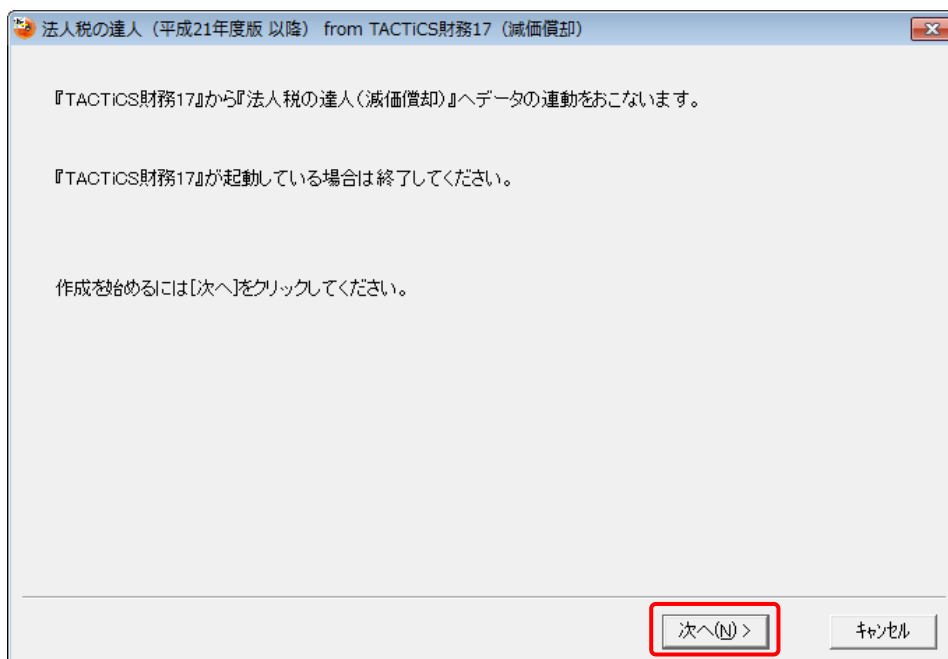
[ログイン] 画面が表示されます。

3. 「TACTiCS財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



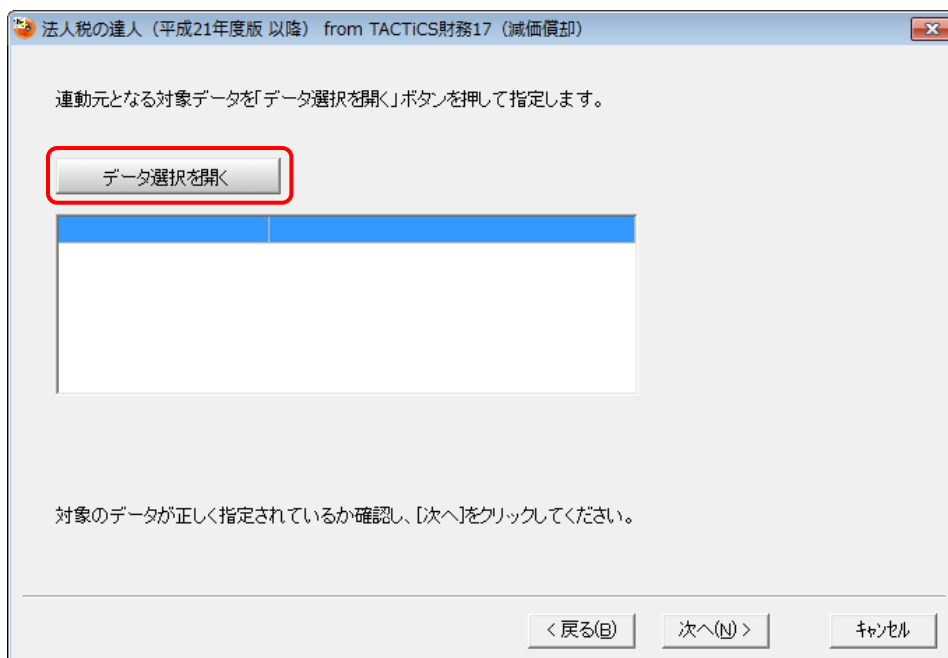
[法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)] 画面が表示されます。

## 4. [次へ]ボタンをクリックします。



対象データの指定画面が表示されます。

## 5. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

## 6. 「法人税の達人」に取り込む「TACTiCS財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12: 選択]ボタンをクリックします(②)。

データ選択

① 共有データの取得と保管を自動化する

| No.▲ | コード  | データ名    | 会計年度 | 会計期間                    | データフォルダ    | バージョン | 共有 |
|------|------|---------|------|-------------------------|------------|-------|----|
| 1    | 0001 | 株式会社 ○○ | X 期  | XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX | %DATA#0001 | 17版   |    |

[ENTER] 又はダブルクリック又は[F12]で選択します。  
 空白行は選択できません。[F3]で新規にデータを作成するか、又は[F7]で作成済みのデータを復元してください。  
 選択データを削除する場合は[F5]、ファイル名などのデータに保存する場合は[F6]を押します。  
 共有データを処理する場合は[共有取得]、取得した共有データを他のオペレータが使えるようにする場合は[共有保管]をクリックします。

ESC:キャンセル F1: F2: F3: F4: F5: F6: F7: F8: F12:選択

対象データの指定画面に戻ります。

## 7. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

法人税の達人 (平成21年度版 以降) from TACTICS財務17 (減価償却)

連動元となる対象データを「データ選択を開く」ボタンを押して指定します。

データ選択を開く

①

| データ区分 | 法人                      |
|-------|-------------------------|
| 会社名   | 株式会社 ○○                 |
| 会計年度  | X 期                     |
| 会計期間  | XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX |

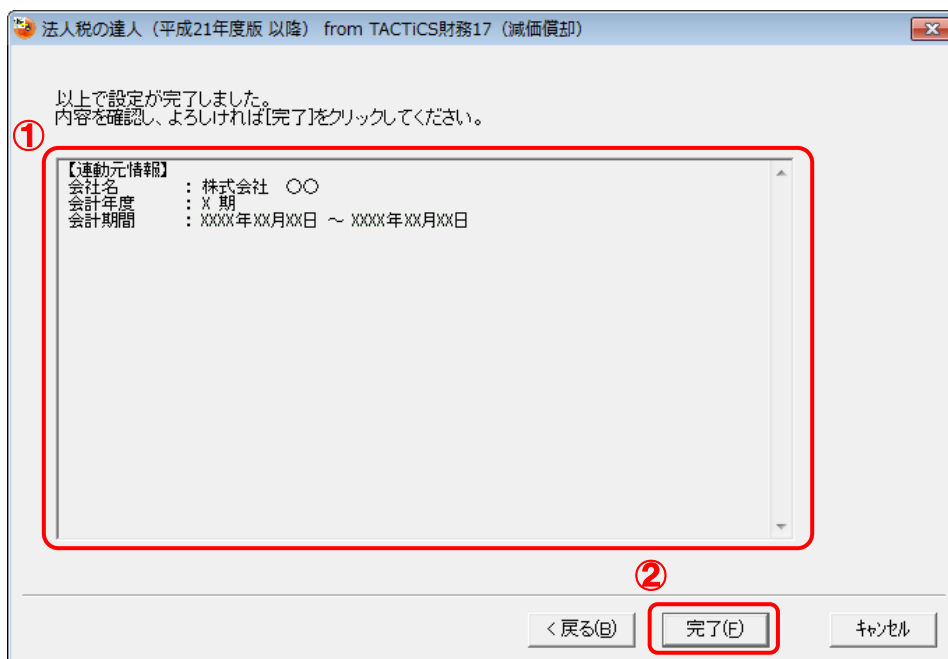
対象のデータが正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

②

<戻る(B) 次へ(N)> キャンセル

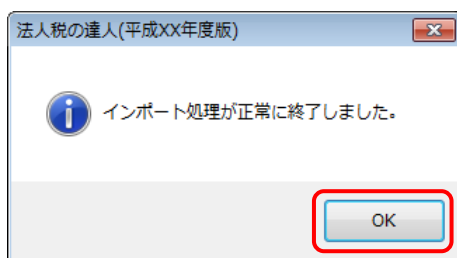
確認画面が表示されます。

## 8. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「法人税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

## パターン②

### 「TACTiCS財務」と「法人税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]－[達人シリーズ]－[連動コンポーネント]－[法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)]をクリックします。

[ログイン] 画面が表示されます。

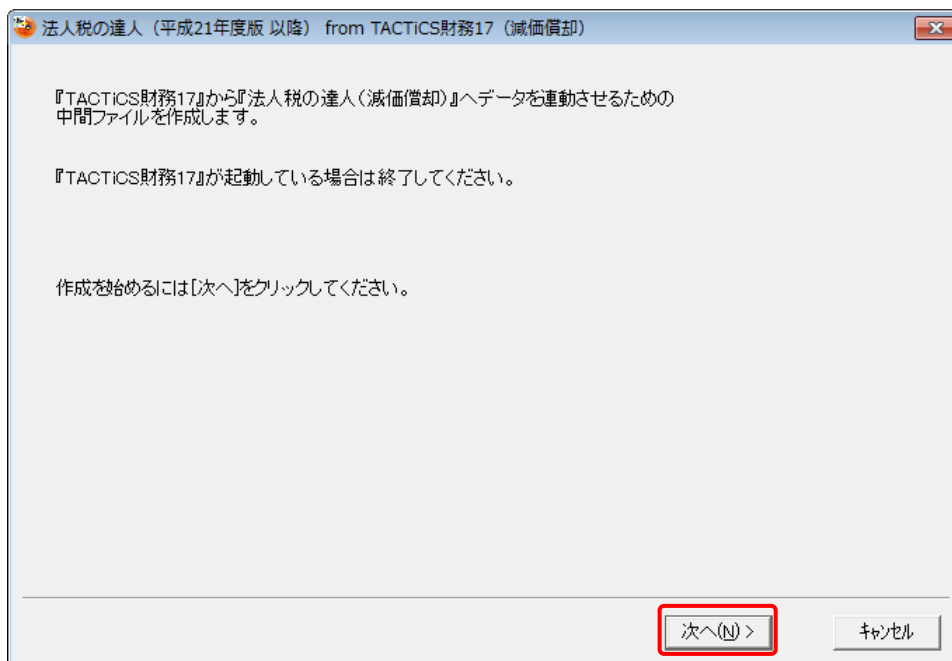
※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] － [達人シリーズ] － [連動コンポーネント] － [法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)] をクリックします。

Windows 8.1の場合は、[アプリ] 画面に表示されている[法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)] をクリックします。

2. 「TACTiCS財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

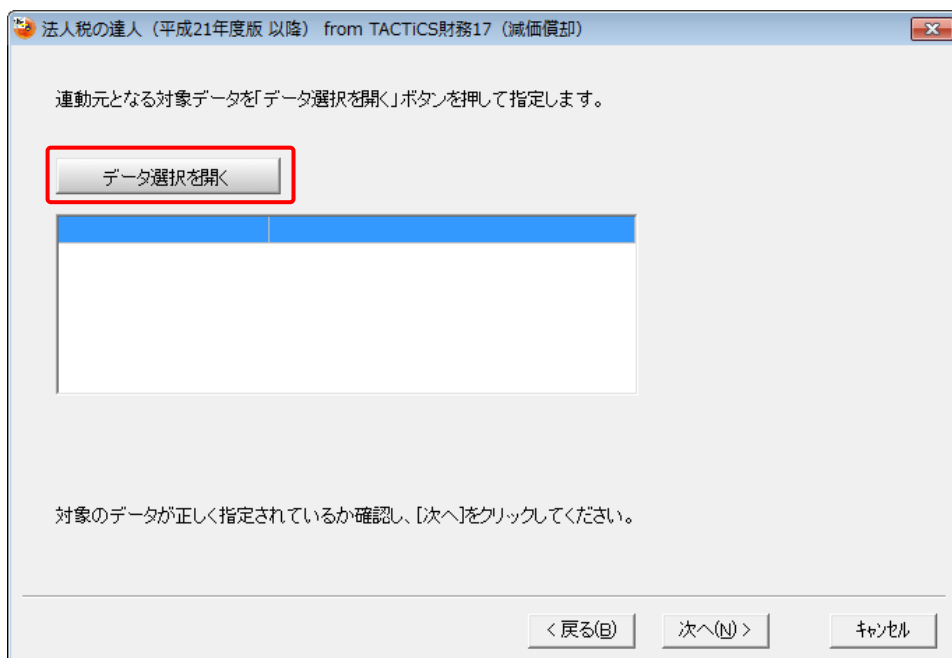
[法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)] 画面が表示されます。

### 3. [次へ]ボタンをクリックします。



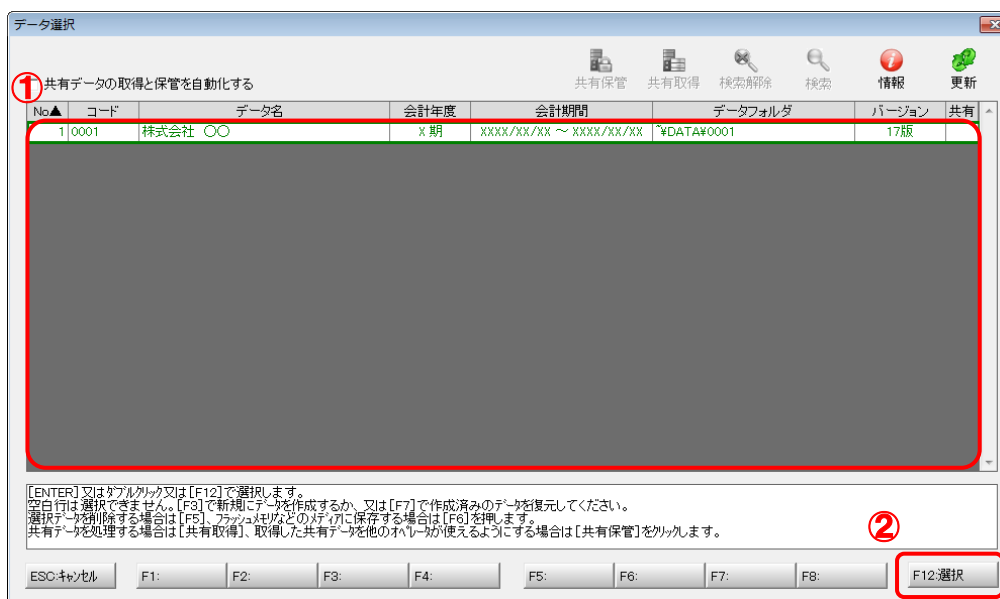
対象データの指定画面が表示されます。

### 4. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



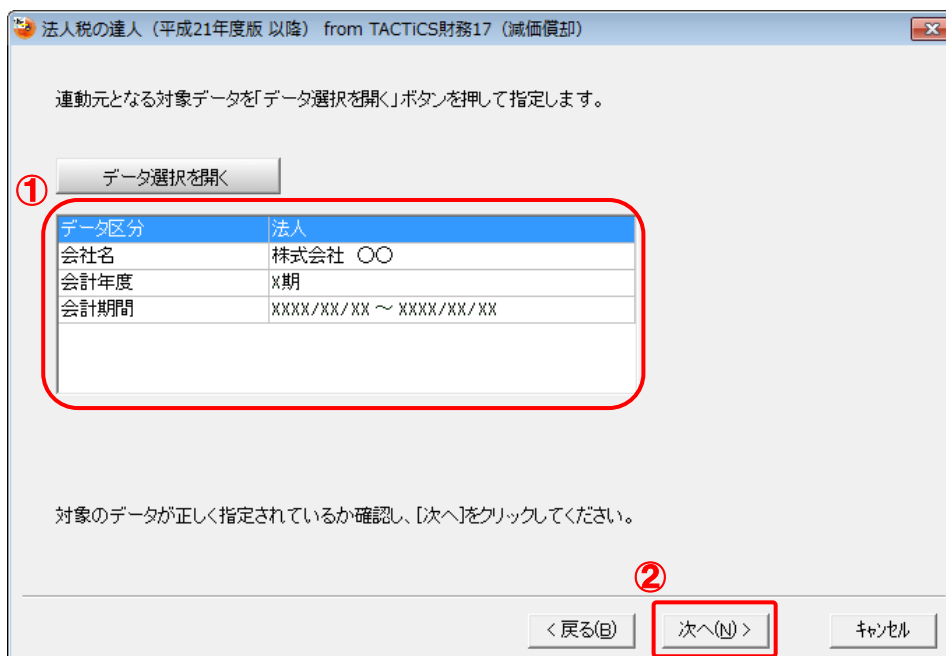
[データ選択] 画面が表示されます。

## 5. 「法人税の達人」に取り込む「TACTiCS財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12: 選択]ボタンをクリックします(②)。



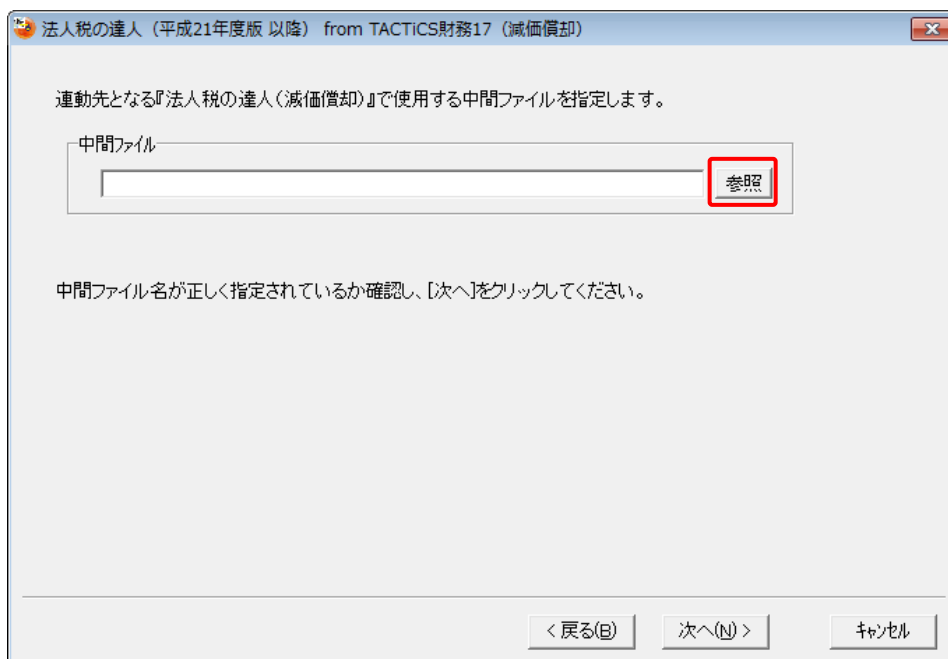
対象データの指定画面に戻ります。

## 6. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



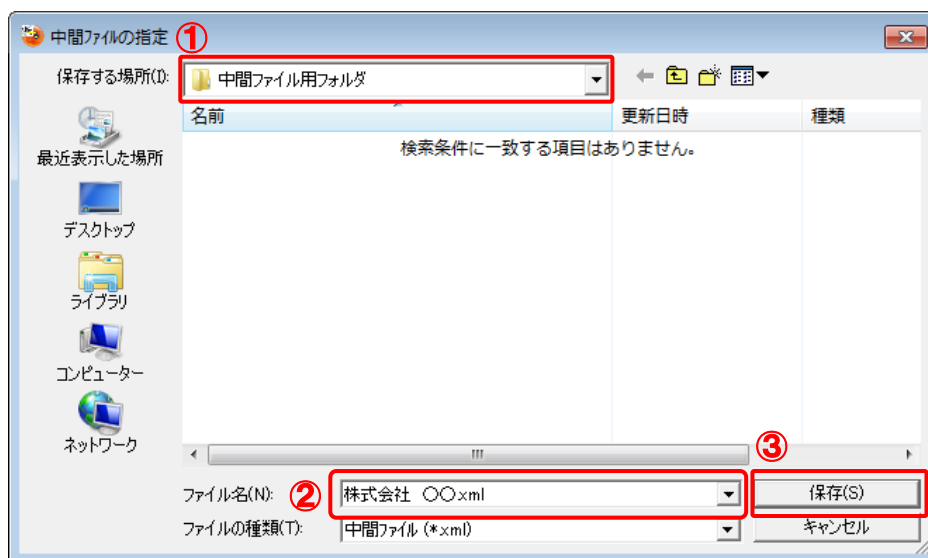
中間ファイルの指定画面が表示されます。

## 7. [参照]ボタンをクリックします。



[中間ファイルの指定] 画面が表示されます。

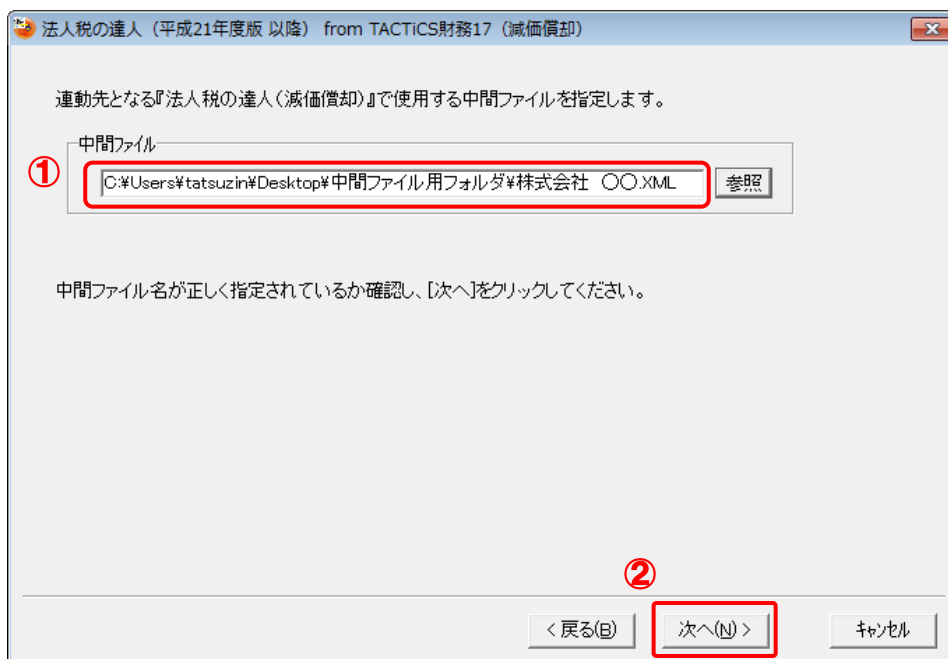
## 8. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



中間ファイルの指定画面に戻ります。

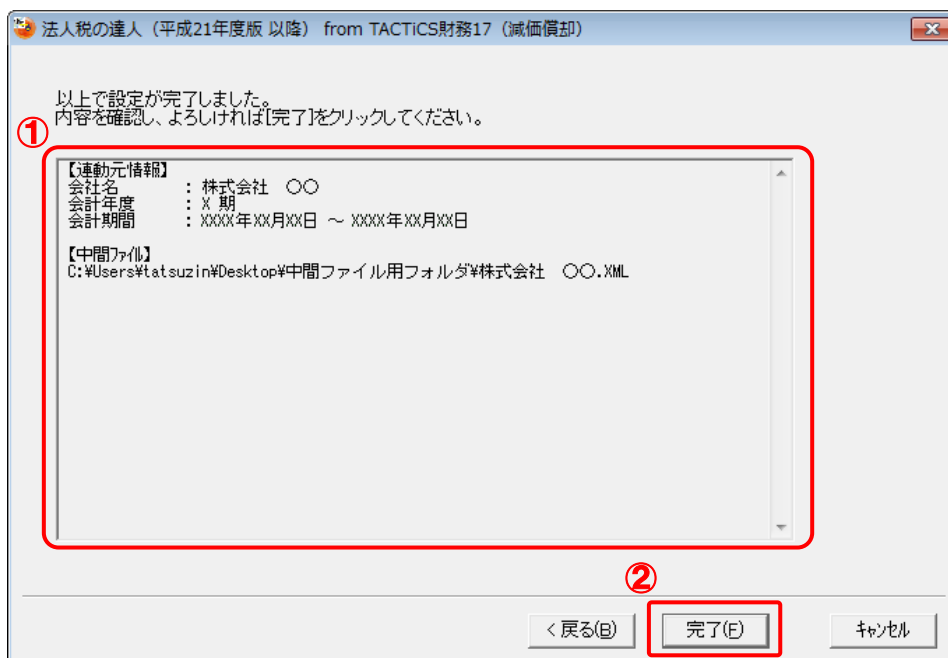
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

## 9. [中間ファイル]を確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



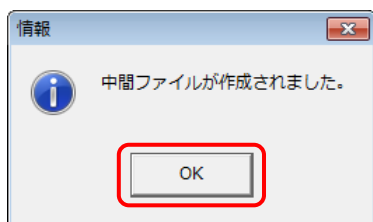
確認画面が表示されます。

## 10. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

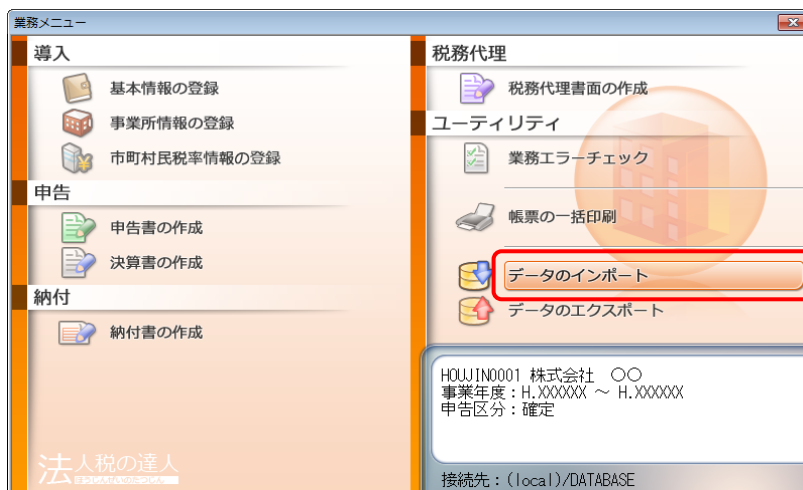
## 11. [OK]ボタンをクリックします。



手順8で指定した「保存する場所」に、中間ファイルが作成されます。

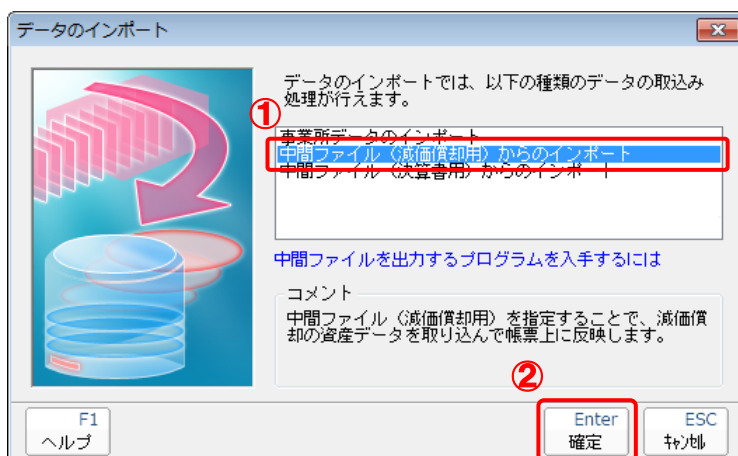
## 12. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「法人税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

## 13. 「法人税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



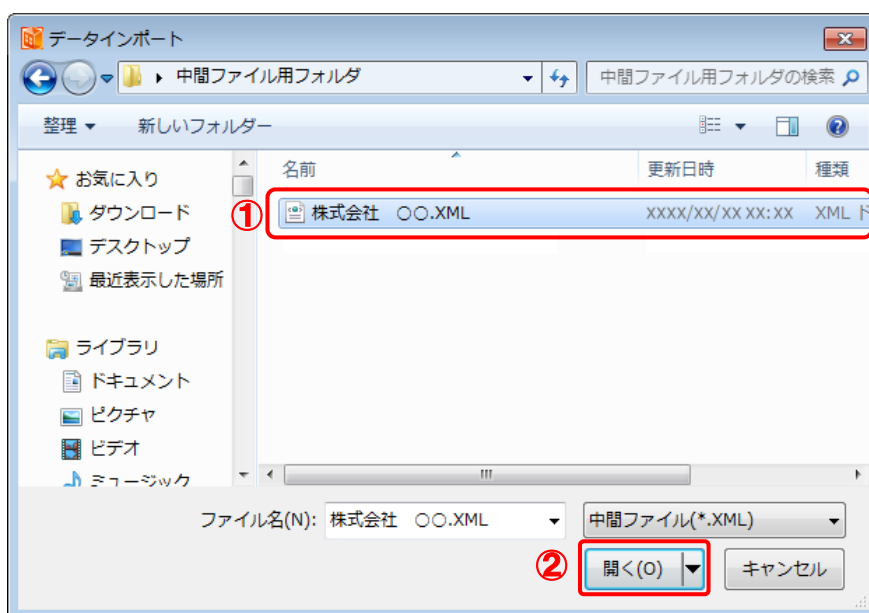
「データのインポート」画面が表示されます。

## 14. [中間ファイル(減価償却用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



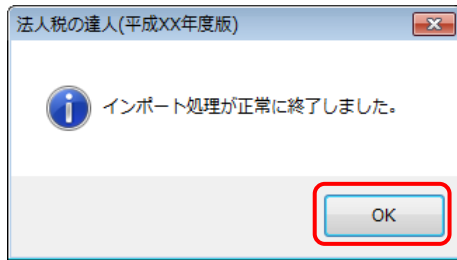
[データインポート] 画面が表示されます。

## 15. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 16. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

## 6.連動対象項目

「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」では、「TACTiCS財務」の減価償却よりデータを取り込みます。

### 「TACTiCS財務」から連動するデータ(連動元)

「TACTiCS財務」からはメニュー「決算処理」－「減価償却」のデータが連動されます。

The screenshot shows the TACTiCS 17 software interface. The main menu on the left has '決算処理' (Financial Statement Processing) highlighted. A red box highlights the '減価償却' (Depreciation) icon in the center menu, with a red arrow pointing to the '減価償却' window that is open in the foreground.

The '減価償却' window displays a table of depreciation data. The table has columns for Code, Name, Category, Depreciation Method, Useful Life, Quantity, Acquisition Date, and Acquisition Amount. The data is as follows:

| コード  | 名称        | 科目    | 補助<br>償却方法 | 耐用年数 | 数量 | 取得日付<br>償却費合計         | 取得金額<br>期末未償却            |
|------|-----------|-------|------------|------|----|-----------------------|--------------------------|
| A001 | 本社ビル      | 建物    | 旧定額法       | 50   | 1  | XXXX/XX/XX<br>540,000 | 30,000,000<br>21,450,000 |
| B001 | 本社電気設備    | 建物    | 旧定率法       | 15   | 1  | XXXX/XX/XX<br>298,631 | 5,000,000<br>1,804,402   |
| F001 | 本社役員乗用車   | 車両運搬具 | 旧定率法       | 6    | 1  | XXXX/XX/XX<br>188,186 | 8,500,000<br>425,000     |
| J001 | 光ディスク製造設備 | 機械装置  | 250%定率法    | 6    | 1  | XXXX/XX/XX<br>787,889 | 12,600,000<br>1,101,532  |
| 合 計  |           |       |            |      |    |                       | 56,100,000<br>24,780,934 |

At the bottom of the window, there are buttons for 'ESC キャンセル', 'F1 ヘルプ', 'F2 追加', 'F3 修正', 'F4 コピー', 'F5 削除', 'F6 資産台帳', 'F7', 'F8 印刷', and 'F12 閉じる'.

## 「法人税の達人」に連動するデータ(連動先)

「法人税の達人」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

### 別表十六

別表十六(一)

別表十六(二)

別表十六(四)

別表十六(六)

別表十六(七)

別表十六(八)

別表十六(一)

| ① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 |                                              | 事業年度又は連結事業年度 | 法人名 |
|------------------------------------|----------------------------------------------|--------------|-----|
| 資産区分別                              | 種 類                                          | 1            |     |
|                                    | 構 造                                          | 2            |     |
|                                    | 相 対 日                                        | 3            |     |
|                                    | 取 得 年 月 日                                    | 4            |     |
|                                    | 事業の用に供した年月                                   | 5            |     |
|                                    | 耐用年数                                         | 6            |     |
| 取得価額                               | 取得価額又は製作価額                                   | 7            |     |
|                                    | 圧縮記帳による積立金計上額                                | 8            |     |
|                                    | 差引取得価額<br>(7)-(8)                            | 9            |     |
|                                    | 償却額計算の対象となる期末現在の繰上償却金額                       | 10           |     |
|                                    | 期末現在の積立金の額                                   | 11           |     |
|                                    | 積立金の期中取崩額                                    | 12           |     |
|                                    | 差引繰上償却金額<br>(10)-(11)-(12)                   | 13           |     |
|                                    | 損金に計上した当期償却額                                 | 14           |     |
|                                    | 前期から繰り越した償却超過額                               | 15           |     |
|                                    | 合 計<br>(13)+(14)+(15)                        | 16           |     |
| 当期分の普通償却                           | 残 存 価 額                                      | 17           |     |
|                                    | 差引取得価額×5%<br>(9)× $\frac{5}{100}$            | 18           |     |
|                                    | 法定償却率の算出基礎となる金額<br>(8)-(11)-(12)             | 19           |     |
|                                    | 旧定額法の償却率                                     | 20           |     |
|                                    | 算出償却額<br>(19)×(20)                           | 21           |     |
|                                    | 増 加 償 却 額<br>(21)×割増率                        | 22           |     |
|                                    | 計<br>(21)+(22)又は(18)-(19)                    | 23           |     |
|                                    | 定額法の償却率                                      | 24           |     |
|                                    | 算出償却額<br>(24)×(25)                           | 25           |     |
|                                    | 増 加 償 却 額<br>(25)×割増率                        | 26           |     |
| 計<br>(25)+(26)                     | 27                                           |              |     |
| 当期分の償却限度額                          | 当期分の普通償却限度額等<br>(23)、(24)又は(27)              | 28           |     |
|                                    | 特別償却限度額                                      | 29           |     |
|                                    | 特別償却率                                        | 30           |     |
|                                    | 特別償却率                                        | 31           |     |
|                                    | 特別償却率                                        | 32           |     |
|                                    | 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                 | 33           |     |
|                                    | 合 計<br>(28)+(29)+(33)                        | 34           |     |
|                                    | 当 期 償 却 額                                    | 35           |     |
|                                    | 差 引 償 却 不 足 額<br>(34)-(35)                   | 36           |     |
|                                    | 差 引 償 却 超 過 額<br>(35)-(34)                   | 37           |     |
| 償却超過額                              | 前 期 からの繰越額                                   | 38           |     |
|                                    | 当期償却不足によるもの                                  | 39           |     |
|                                    | 積立金取崩しによるもの                                  | 40           |     |
|                                    | 差引合計翌期への繰越額<br>(37)+(39)-(40)                | 41           |     |
|                                    | 翌期に繰り越すべき特別償却不足額<br>(36)-(39)+(40)のうち(36)の金額 | 42           |     |
| 特別償却不足額                            | 当期において超額する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                | 43           |     |
|                                    | 差引翌期への繰越額(42)-(43)                           | 44           |     |
|                                    | 翌期に繰り越すべき特別償却不足額                             | 45           |     |
|                                    | 当期分不足額                                       | 46           |     |
|                                    | 繰越特別償却不足額                                    | 47           |     |

法 0301-1602

別表十六(四)

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

|                |                                                       | 事業年度又は連結事業年度 | 法人名 |
|----------------|-------------------------------------------------------|--------------|-----|
| 資産の種類          | 1                                                     |              |     |
|                | 2                                                     |              |     |
|                | 3                                                     |              |     |
|                | 4                                                     |              |     |
|                | 5                                                     |              |     |
| 償却額の計算の基礎となる金額 | 取得価額又は製作価額                                            | 6            |     |
|                | 圧縮記録による積立金計上額                                         | 7            |     |
|                | 差引取得価額 (6)-(7)                                        | 8            |     |
|                | 見積残存価額                                                | 9            |     |
|                | 償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)                                 | 10           |     |
|                | 旧リース期間定額法を適用した事業年度                                    | 11           |     |
|                | 取得価額又は製作価額                                            | 12           |     |
|                | 上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額                      | 13           |     |
|                | 差引取得価額 (12)-(13)                                      | 14           |     |
|                | 残価保証額                                                 | 15           |     |
| リース期間定額法       | 償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)                               | 16           |     |
|                | 取得価額                                                  | 17           |     |
|                | 残価保証額                                                 | 18           |     |
| 繰上償却額          | 償却額計算の基礎となる金額 (17)-(18)                               | 19           |     |
|                | 償却額計算の対象となる期末現在の繰上償却額                                 | 20           |     |
|                | 期末現在の積立金の額                                            | 21           |     |
| 繰上償却額          | 積立金の期中取崩額                                             | 22           |     |
|                | 差引繰上償却額 (20)-(21)-(22)                                | 23           |     |
|                | リース期間又は改定リース期間の月数                                     | 24           |     |
| 当期分の普通償却限度額    | 当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数                               | 25           |     |
|                | 当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19)) × (25) / (24)           | 26           |     |
|                | 特別償却限度額                                               | 27           |     |
| 特別償却限度額        | 特別償却限度額                                               | 28           |     |
|                | 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                          | 29           |     |
|                | 合計 (26)+(28)+(29)                                     | 30           |     |
| 当期償却額          | 当期償却額                                                 | 31           |     |
|                | 償却不足額 (30)-(31)                                       | 32           |     |
|                | 償却超過額 (31)-(30)                                       | 33           |     |
| 償却超過額          | 前期からの繰越額                                              | 34           |     |
|                | 償却不足によるもの                                             | 35           |     |
|                | 積立金取崩しによるもの                                           | 36           |     |
| 特別償却不足額        | 差引合計翌期への繰越額 ((33)+(34)-(35)-(36))                     | 37           |     |
|                | 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)-(35))と((37)+(38))のうち少ない金額      | 38           |     |
|                | 当期において繰り越すべき特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                       | 39           |     |
| 特別償却不足額        | 差引翌期への繰越額 (38)-(39)                                   | 40           |     |
|                | 平 . . . 平 . . .                                       | 41           |     |
|                | 当期分不足額                                                | 42           |     |
| 備考             | 通格繰越再構成により引き算すべき合併等特別償却不足額 (((32)-(35))と(28)のうち少ない金額) | 43           |     |
|                |                                                       |              |     |

別表十六(四) 平二十六年・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1604

別表十六(六)

① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度

法人名

別表十六  
(六)

平二十六・四・一  
以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

|                                      |    |   |   |   |   |   |
|--------------------------------------|----|---|---|---|---|---|
| 繰延資産の種類                              | 1  |   |   |   |   |   |
| 支出した年月                               | 2  |   |   |   |   |   |
| 支出した金額                               | 3  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 償却期間の月数                              | 4  | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数                 | 5  |   |   |   |   |   |
| 当期分の償却限度額<br>(3) × $\frac{(5)}{(4)}$ | 6  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 当期償却額                                | 7  |   |   |   |   |   |
| 差引                                   |    |   |   |   |   |   |
| 償却不足額<br>(6) - (7)                   | 8  |   |   |   |   |   |
| 償却超過額<br>(7) - (6)                   | 9  |   |   |   |   |   |
| 償却超過額                                |    |   |   |   |   |   |
| 前期からの繰越額                             | 10 | 外 | 外 | 外 | 外 | 外 |
| 同上のうち当期損金認容額<br>((8)と(10)のうち少ない金額)   | 11 |   |   |   |   |   |
| 翌期への繰越額<br>(9) + (10) - (11)         | 12 |   |   |   |   |   |

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

|             |    |   |   |   |   |   |
|-------------|----|---|---|---|---|---|
| 繰延資産の種類     | 13 |   |   |   |   |   |
| 支出した金額      | 14 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 前期までに償却した金額 | 15 | 外 | 外 | 外 | 外 | 外 |
| 当期償却額       | 16 |   |   |   |   |   |
| 期末現在の帳簿価額   | 17 |   |   |   |   |   |

法 0301-1606

別表十六(七)

| ① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書 |                     | 事業年度又は連結事業年度 | 事業年度又は連結事業年度 | 法人名 |   |   |
|--------------------------------|---------------------|--------------|--------------|-----|---|---|
| 資産区分                           | 種類                  | 1            |              |     |   |   |
|                                | 構造                  | 2            |              |     |   |   |
|                                | 細目                  | 3            |              |     |   |   |
|                                | 事業の用に供した年月          | 4            |              |     |   |   |
| 取得価額                           | 取得価額又は製作価額          | 5            | 円            | 円   | 円 | 円 |
|                                | 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 | 6            |              |     |   |   |
|                                | 差引改定取得価額(5)-(6)     | 7            |              |     |   |   |
| 資産区分                           | 種類                  | 1            |              |     |   |   |
|                                | 構造                  | 2            |              |     |   |   |
|                                | 細目                  | 3            |              |     |   |   |
|                                | 事業の用に供した年月          | 4            |              |     |   |   |
| 取得価額                           | 取得価額又は製作価額          | 5            | 円            | 円   | 円 | 円 |
|                                | 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 | 6            |              |     |   |   |
|                                | 差引改定取得価額(5)-(6)     | 7            |              |     |   |   |
| 資産区分                           | 種類                  | 1            |              |     |   |   |
|                                | 構造                  | 2            |              |     |   |   |
|                                | 細目                  | 3            |              |     |   |   |
|                                | 事業の用に供した年月          | 4            |              |     |   |   |
| 取得価額                           | 取得価額又は製作価額          | 5            | 円            | 円   | 円 | 円 |
|                                | 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 | 6            |              |     |   |   |
|                                | 差引改定取得価額(5)-(6)     | 7            |              |     |   |   |
| 当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)    |                     | 8            |              |     |   | 円 |

別表十六(七)  
平成十六・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1607

別表十六(八)

| ① 一括償却資産の損金算入に関する明細書                                                      |    | 事業年度<br>又は連結<br>事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | 別表十六(八) |   |
|---------------------------------------------------------------------------|----|----------------------|---|---|-----|---------|---|
| 事業の用に供した<br>事業年度又は連結事業年度                                                  | 1  | 平                    | ・ | ・ | 平   | ・       | ・ |
|                                                                           |    | 平                    | ・ | ・ | 平   | ・       | ・ |
| 同上の事業年度又は連結事業年度に<br>おいて事業の用に供した一括償却資産の<br>取得価額の合計額                        | 2  | 円                    |   | 円 | 円   | 円       | 円 |
| 当期の月数<br>(事業の用に供した事業年度の中間申告又は<br>連結事業年度の連結中間申告の場合は、<br>当該事業年度又は連結事業年度の月数) | 3  | 月                    |   | 月 | 月   | 月       | 月 |
| 当期分の損金算入限度額<br>(2) × $\frac{(3)}{36}$                                     | 4  | 円                    |   | 円 | 円   | 円       | 円 |
| 当期損金経理額                                                                   | 5  |                      |   |   |     |         |   |
| 差引                                                                        |    |                      |   |   |     |         |   |
| 損金算入不足額<br>(4) - (5)                                                      | 6  |                      |   |   |     |         |   |
| 損金算入限度超過額<br>(5) - (4)                                                    | 7  |                      |   |   |     |         |   |
| 損金算入<br>限度超過額                                                             |    |                      |   |   |     |         |   |
| 前期からの繰越額                                                                  | 8  |                      |   |   |     |         |   |
| 同上のうち当期損金認容額<br>(6) と (8) のうち少ない金額                                        | 9  |                      |   |   |     |         |   |
| 翌期への繰越額<br>(7) + (8) - (9)                                                | 10 |                      |   |   |     |         |   |

法 0301-1608

平二六・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 7.アンインストール方法

「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



### 注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

### 1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

「コントロールパネル」画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートボタンを右クリックし、表示されるメニューから「コントロールパネル」をクリックします。

Windows 8.1の場合は、「アプリ」画面に表示されている「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」を右クリックし「アンインストール」をクリックし、手順3に進みます。

### 2. 「プログラムのアンインストール」をクリックします。

「プログラムのアンインストールまたは変更」画面が表示されます。

※ 「コントロールパネル」画面をアイコン表示にしている場合は、「プログラムと機能」をクリックします。

### 3. 「法人税の達人(平成21年度版 以降)fromTACTiCS財務17(減価償却)」をクリックして選択し、「アンインストール」をクリックします。

確認画面が表示されます。

### 4. 「はい」ボタンをクリックします。

終了画面が表示されます。

### 5. 「OK」ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人(平成21年度版 以降) fromTACTiCS財務17(減価償却)」のアンインストールは完了です。

## 8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は全国税理士データ通信協同組合連合会に帰属するものとしします。
- 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び全国税理士データ通信協同組合連合会は一切の賠償の責任を負いません。
- 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「法人税の達人（平成21年度版 以降）fromTACTiCS財務17（減価償却）」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

